

対面販売での小売表示

09

対面販売での小売表示

店内で加工し一般消費者に
直接販売する場合が対象になります。

専門小売店など、店内で加工して陳列された食肉を、購入者の希望に応じて必要量を計って販売する場合、表示カード（プライスカード）には陳列した食肉ごとに下記「必要表示事項」を外部から見やすいよう、邦文で明りょうに表示しなければなりません。

<表示カードの記載例(原寸大)>

⑤ 個体識別番号
個体識別番号1234567893

① 食肉の種類・部位
牛らんぷ(国産)

② 原産地

用途表示
ステーキ用

③ 100g 当たりの単価
100g **480円**

縦5.5cm以上

横9cm以上

対面販売（計量販売）の食肉の必要表示事項

- ① 食肉の種類・部位（商品名称）
- ② 原産地
- ③ 量目（内容量）及び販売価格（100g当たり単価）
- ④ 冷凍及び解凍品にあつてはその表示
- ⑤ 牛にあつては、個体識別番号（又は荷口番号）

※表示カードの大きさは・縦5.5cm以上、横9cm以上（名刺大）とします。

文字の大きさ

- ◆42ポイント以上
 - 食肉の種類(牛)部位(らんぷ)
 - 原産地(国産)
 - 販売価格(100g当たり)(480円)
- ◆42ポイント以上でなくて良い（明りょうな文字サイズ）
 - 個体識別番号(1234567893)
 - 用途名(ステーキ用)
 - 100gの文字

一枚、一羽等の販売の表示

- ステーキ1枚、丸焼き若どり一羽単位で販売する場合
「1切○○円」等と表示し、100g当たりの価格を併記します。
- 1切、1枚、1個、1羽、1本等の単位があります。

国産牛肉サーロイン

ステーキ用

1切 **1,800円**

(100g 900円の品)

国産わかどり

骨付きもも

1本 **280円**

(100g 110円の品)

POINT



用途表示等

対面販売での小売表示・事前包装された小売表示ともに、用途・形態の表示は義務表示ではありません。しかし消費者にとっては重要な情報のため、プライスカード、商品ラベル、置き札、POPなどで表示するように努めます。

<用途・形態の表示例>

牛・豚・鶏共通	牛肉	豚肉	鶏肉
しゃぶしゃぶ用	ステーキ用	ステーキ用	からあげ用
すき焼き用	ビーフかつ用	とんかつ用	チキンかつ用
煮込み用	カルビ焼き用	一口かつ用	チキンライス用
カレー用	焼肉用	しょうが焼き用	水たき用
バター焼き用	ローストビーフ用	ローストポーク用	チキンチャップ用
野菜いため用			親子丼用
うすぎり			やきとり用

- Check!** ●食肉公正競争規約第3条第1項▶(P90)、第2項▶(P92)／同施行規則第2条▶(P91)、第6条、第8条▶(P93)
●単位価格表示の推進について▶(P169) ●東京都消費生活条例第18条▶(P170)
●東京都消費生活条例の規定に基づく単位価格等の指定▶(P170)